
プロジェクト ASAF 対応

項目 のれん及び減損－リサーチ・プロジェクトの次の一歩

本資料の目的

1. 本資料は、のれん及び減損リサーチ・プロジェクトに関連する、2018 年 5 月 23 日に開催された国際会計基準審議会（IASB）ボード会議の議題のうち、リサーチ・プロジェクトの次の一歩に関する議論の内容をご紹介することを目的としている。

IASB ボードへの質問事項

2. 2018 年 5 月の IASB ボード会議のためのアジェンダ・ペーパーの詳細は、別紙 2 のとおりであった。また、IASB ボードに対する主な質問事項は次のとおりであった。
 - (1) IASB ボードは、本プロジェクトを、①比較的単純な改善と、②ヘッドルーム・アプローチの 2 つに分割することを望むか。
 - (2) IASB ボードは、ヘッドルーム・アプローチに対するフィードバックを求めするために、ディスカッション・ペーパー又は情報要請を公表することを望むか。

2018 年 5 月の IASB ボード会議における暫定決定事項

3. 2018 年 5 月の IASB ボード会議における、主な暫定決定事項は次のとおりであった。（2018 年 5 月の IASB Update の内容については、別紙 1 を参照）。
 - (1) ヘッドルーム・アプローチのみに関するフィードバックを求める文書の開発は行わない。
 - (2) 今後の IASB ボード会議において、公表すべき協議文書の形式及び内容についての議論を継続する。

2018 年 5 月の IASB ボード会議における主な発言

4. ASBJ 事務局が IASB ボード会議の傍聴を通じて確認した、IASB ボードメンバーの主な発言は次のとおりであった。
 - (1) これまでの検討を通じて、のれんの減損テストには欠陥があることが明確になった。一方、ヘッドルーム・アプローチは満足できる解決策ではなく、のれんの償却や、即時減損などの代替的な解決策を含めて再検討すべきである。また、開示に関する改善も重要であり、例えば、のれんがない場合の資本を示す表示

審議事項(1)

又は開示が有用であることも考えられる。(議長)

- (2) のれんの減損損失の認識が遅すぎる問題と、のれんの減損テストのコストの問題の2つは、解決すべき重要な問題と考える。のれんの減損損失の認識のタイミングの問題については、のれんの償却などのヘッドルーム・アプローチ以外の代替案を含めた包括的な議論のパッケージとして関係者の見解を求めるべきである。使用価値の計算に関する変更の提案を単独で先に進めることも支持しない。(副議長)
- (3) ヘッドルーム・アプローチの分析を通じて、のれんの減損の計算に関して、構造的にのれんの減損が覆い隠されることを学んだ。ヘッドルーム・アプローチを、のれんの減損テストの改善案として提示することよりも、IASB ボードが学んだことを市場関係者と共有することが重要である。(ボードメンバー)
- (4) 協議文書の中で、IASB ボードが減損モデルの欠陥に対処するために進むべき方法として、ヘッドルーム・アプローチを市場関係者に紹介することについて賛成するかについて挙手を求めたい。(議長)

→挙手：5名が賛成（9名が反対）

- (5) 一般に、協議文書には IASB ボードの予備的見解を含めた方が、議論の焦点がわかりやすくなり回答が得やすい。それは、償却かもしれないし、ヘッドルーム・アプローチかもしれないし、何もしないということかもしれない。今後のIASB ボード会議では、包括的なパッケージとしてディスカッション・ペーパーなどの協議文書をドラフトすることを前提として、そのために IASB ボードにおいてさらに議論が必要となる項目に関する IASB スタッフの分析を提示する。その中には、適用後レビューで識別された問題、これまでの議論を通じて我々が学んだこと、識別された問題に対する解決策として協議文書に含めるべき代替案などが含まれると考えている。(IASB スタッフ)

ディスカッション・ポイント

のれん及び減損リサーチ・プロジェクトに関する、2018年5月のIASB ボード会議における議論の内容について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

2018年5月 IASB Update の内容

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2018年5月23日に会合し、のれんと減損のプロジェクトに関する議論を継続した。

審議会は、資金生成単位（又は単位のグループ）の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおける追加的なインプットとして使用することのみに関してのフィードバックを求める文書の開発はしないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

審議会は、使用価値の計算に、経営者が実施する可能性の方が高い将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張による期待キャッシュ・フローを含めることを検討することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、本プロジェクトの次のステップとして公表すべき協議文書の形式及び内容についての議論を継続する。

以 上

(別紙 2)

2018年5月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパーの概要

目的

1. 本アジェンダ・ペーパーの目的は、IASB ボードが、のれん及び減損の研究・プロジェクトにおける次の一歩として公表すべき協議文書の形式を決定することである。

背景

2. IFRS 第3号「企業結合」(以下「IFRS 第3号」という。)の適用後レビュー(以下「PIR」という。)期間中及びその後を受領した利害関係者からのフィードバックに基づき、IASB ボードは、次の4つの項目を調査することを、研究・プロジェクトの目的として設定した。

- (1) のれんの償却の再導入を支持する新しい概念的な議論又は情報があるか。
- (2) 財務諸表の利用者から目的適的な情報を奪わずに、企業結合で取得した識別可能無形資産の一部をのれんに含めることができるか。
- (3) 便益を超える作成者のコストを生じさせずに、のれん及び減損に関するより適切な情報をより適時に財務諸表の利用者に提供できるか。
- (4) IAS 第36号「資産の減損」(以下「IAS 第36号」という。)の要求事項の適用について次のことを行うことによって改善できるか。

① 減損テストの堅牢さを損ねることなく簡素化する。

② のれんの減損を適時に認識することで、より効果的なものとする。

3. IASB ボードは、4つの研究項目、及び当該項目に対処するために識別され得ると考えられるアプローチは、相互に関連していることを指摘した。例えば、減損テストの簡素化は、減損テストの有効性の改善をより困難にし、その逆も同様である。同様に、のれんの償却の再導入は、のれんの減損テストの有効性に関する懸念を軽減し、企業結合で取得した耐用年数を確定できる無形資産をのれんに含めることを認めるための障害の1つを取り除くかもしれない。したがって、IASB ボードは、次の事項に取り組むべきと結論付けた。

審議事項(1)

- (1) 4つのリサーチ項目に対処するために識別され得ると考えられるアプローチのそれぞれが、他の項目の対象となる分野の改善に寄与するかどうか、及びどのように寄与するかの評価
 - (2) PIR 期間中及びその後に受領した利害関係者のフィードバックに対応するために考えられる、バランスのとれたアプローチのパッケージの識別
4. IASB ボードは、4つのリサーチ項目に対応する、考えられる様々なアプローチを検討した結果として、次の暫定決定を行った。
- (1) のれんの償却の再導入を検討しない。
 - (2) 企業結合で取得した識別可能な無形資産をのれんを含めることを認めることを検討しない。
 - (3) IAS 第 36 号の適用を次の方法で改善することを検討する。
 - ① 資金生成単位（以下「CGU」という。）（又は CGU のグループ）の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストの追加的なインプットとして使用することにより、のれんの減損テストをより効果的なものとする。未認識のヘッドルームは、CGU（又は CGU のグループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回る部分である。
 - ② 資産（又は CGU）の使用価値の計算から、将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から発生すると見込まれるキャッシュ・フローを除外する要求事項を削除することによって、使用価値の計算を修正する。
 - ③ 使用価値を計算する際に税引前のインプットを使用し、使用した税引前の割引率を開示するという明示的な要求事項を削除する。代わりに、企業に、キャッシュ・フロー及び割引率について内部的に整合した仮定を用いること、及び実際に使用した割引率を開示することを要求する。
 - (4) 次の開示要求を導入することを検討する。
 - ① 各年度における、減損テストのためにのれんが配分されている CGU（又は CGU のグループ）のヘッドルームに関する情報
 - ② 各年度における、過去の企業結合ごとののれんの内訳（のれんの帳簿価額が回収可能である理由を説明する。）
 - ③ 企業結合が生じた年度において、企業結合で取得した識別可能純資産の価値を上回るプレミアムを支払った理由、購入対価の根拠となった主要な仮

定又は目標、及び、その後の各年度における当該仮定又は目標と実績の比較

5. 2018年4月に、IASB ボードは、リサーチ・プロジェクトの次の一步として、ディスカッション・ペーパー又は公開草案のいずれにすべきかを議論した。IASB ボードは、変更が暫定決定された事項について、基準設定を進めるための十分な証拠があるかどうか詳細な分析を検討した。IASB スタッフは、次の提案を行っていた。
 - (1) 税引前のインプットの使用（本資料の第4項(3)③）に関するIAS第36号の修正の提案を公開草案として公表する。
 - (2) リサーチ・プロジェクトにおいて検討された他のすべての論点に関するIASB ボードの予備的見解に対するコメントを募集するディスカッション・ペーパーを公表する。
6. IASB ボードは、2018年4月のIASB ボード会議において、協議文書の形式に関する決定を行わず、IASB スタッフに次のことを指示した。
 - (1) CGUの未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおける追加的なインプットとして使用することの便益とコストに関して的を絞ったフィードバックを求めるため、情報要請（Request for Information; RFI）などの文書を開発することの利点と欠点を評価すること。
 - (2) IASB ボードが、次の一部又は全部について公開草案を開発し公表することを可能にするために必要となる作業の範囲を識別すること。
 - ① 本資料の第4項(3)②及び③に記載した使用価値の計算の変更
 - ② 本資料の第4項(4)に記載した考えられる追加的な開示

IASB スタッフによる追加的な分析

（使用価値の計算 - 将来のリストラクチャリング又は性能の拡張から期待されるキャッシュ・フローについて）

7. 当該変更が、現行の除外要求を単純に削除しようとするものである場合、主な懸念は、使用価値の見積りに正当化することができない程度に楽観的なインプットが使用される可能性があることである。さらに、投資家及び作成者に対するアウトリーチを実施しても、当該変更による便益とコストの削減、又は使用価値の見積りにおける正当化することができない程度に楽観的なインプットの使用に対する懸念を解決する方法について、多くの証拠が提供される可能性は低い。

審議事項(1)

8. むしろ、IASB ボードは、使用価値の計算に使用されるキャッシュ・フローに、企業が実行する可能性が実行しない可能性よりも高い (more likely than not) 将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張の影響が含まれることを明確にする変更の草案作成に焦点を当てるべきであると結論付けた。¹
9. 作成者は、企業が実行する可能性が実行しない可能性よりも高い将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フローを、使用価値の計算に含めるという要求事項の案を支持する可能性が高い。当該要求事項は、資産の既存の潜在的価値を算定するために期待値法を使用する必要性を排除する。作成者は、将来のリストラクチャリング又は将来の性能の拡張は、通常、当該計画を実行する可能性が実行しない可能性よりも高い場合にのみ予算に含まれると主張する傾向がある。
10. 監査人は、主に、キャッシュ・フローの予測に関して経営者に質問する機会を得る可能性があること、及び、作成者と同様の理由により、この修正案を支持する可能性が高い。
11. 投資家は、結果的に得られる情報が、経営者が将来生じると期待している事象についての洞察を提供するという単純な理由から、この修正案を支持する可能性が高い。
12. 変更は、IAS 第 36 号について次のとおり修正することを提案することによって、達成される可能性がある（記載の追加を提案する箇所には下線を、記載の削除を提案する箇所には取消線を引いている。）。

IAS 第36号第33項

使用価値の測定にあたっては、企業は次のようにしなければならない。

- (a) キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならないが、これには、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積り現実的な予測を反映する。外部の証拠により大きな重点を置かなければならない。
- (b) キャッシュ・フロー予測は、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎としなければならないが、~~将来のリストラクチャリング又は資産の性能の向上又は拡張から生じると見込まれる将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りは~~

¹ これらのキャッシュ・フローは確率加重されない。例えば、リストラクチャリング又は拡張が行われる確率が 60% であり、キャッシュ・フローが CU100 変動する場合、使用価値の見積りに使用されるキャッシュ・フローは、CU60 ではなく CU100 変動する。仮に、リストラクチャリング又は拡張が行われる確率が 40% である場合、当該リストラクチャリング又は拡張から生じるキャッシュ・フローは、使用価値の計算に反映されない。

審議事項(1)

除外しなければならない。これら予算・予測を基礎とした予測の対象期間は、最長でも5年間としなければならない。ただし、より長い期間が正当化できる場合は除く。経営者がリストラチャリング又は資産の性能の拡張を計画している場合、当該計画から期待される将来のキャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積りは、リストラチャリング又は性能の拡張が行われる可能性が行われぬ可能性よりも高い (more likely than not) 場合に限り、キャッシュ・フロー予測に含めなければならない。

- (c) 直近の予算・予測の期間を超えたキャッシュ・フロー予測は、後続の年度に対し一定の又は逡減する成長率を使用した予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測を推測して延長することにより見積らなければならない（逡増率が正当化できる場合を除く）。この成長率は、企業が営業活動をしている製品、産業若しくは国、又は当該資産が使用されている市場の、長期平均成長率を超えてはならない（より高い成長率が正当化できる場合を除く）。

(使用価値の計算 - 内部的に整合した税引前又は税引後のインプットの使用について)

13. 使用価値の計算に実際に使用された割引率を要求することにより、投資家にとって有用な情報が作成されることは明らかである。同様に、企業は、税引後のインプットを使用する場合、逆算によって税引前の割引率を計算する必要がなくなるため、コストの節約になる。
14. したがって、IASB スタッフは、IASB ボードが IAS 第 36 号の修正案の検討を進めるために十分な情報があり、追加的な作業は必要ないと結論付けた。

(考えられる追加的な開示要求について)

15. ヘッドルームの開示に関するコストと便益の分析は、のれんの減損テストにヘッドルームの情報を使用することに関するコストと便益の分析と同様のものとなる可能性が高い。
16. 本資料の第 4 項(4)②及び③の考えられる開示に関連して、IASB スタッフは特に作成者へのアウトリーチを通じてこれらの開示によって想定される情報を作成するためのコストを理解するための追加的な取組みが必要と結論付けた。
17. 世界作成者会議 (GPF) のメンバーは、企業結合後の統合によって経営者が情報を追跡することが困難となる可能性があるため、本資料の第 4 項(4)②及び③に記載されているような、個別の企業結合に関する情報の開示を提供することは困難であるという懸念を示していた。
18. 本資料の第 4 項(4)③の情報に関連して、多くの GPF メンバーは、開示を意味があ

るものとするためには、企業は機密情報を開示しなければならないという懸念が示された。それゆえ、IASB ボードがそのような開示を要求する場合、企業は定型的 (boilerplate) な情報のみを開示する可能性が高い。このフィードバックは、定量的な情報又は定性的な情報のいずれの開示を要求する場合でも同様である可能性が高い。

19. 作成者に対して追加的なアウトリーチを行うことで、異なるフィードバックが得られる可能性は低い。しかし、投資家は特に本資料の第 4 項(4)③の開示については支持するだろう。
20. IASB スタッフは、IASB ボードが本資料の第 4 項(4)②及び③で示された開示の提案を進めることができると考えている。IASB スタッフは、開示要求の草案を作成する際の一助となる情報を得るために、対象項目の専門家 (subject-matter experts) に助言を求める必要があるかもしれない。開示要求の草案作成にあたり実質的な問題が生じた場合、IASB スタッフは IASB ボードに指示を求める可能性がある。

(ヘッドルーム・アプローチについて)

21. IASB スタッフは、2018 年 4 月の IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパーの中で、資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び GPF からのフィードバックを通じて、ヘッドルーム・アプローチの便益とコストは識別されているが、ヘッドルーム・アプローチを適用する際に生じる可能性が高いコストの範囲を理解し、本アプローチの適用により期待される便益が予想されるコストを上回ることを確認するために、追加的な作業が必要であると結論付けていた。
22. IASB スタッフは、2018 年 4 月に会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) に対してフィードバックを求めた。ほとんどの ASAF メンバーは、主にアプローチの適用のために追加されるコストを理由として、ヘッドルーム・アプローチを支持していなかった。
23. 複数の ASAF メンバーは、トータル・ヘッドルームの減少の全額が購入のれんのみに関連するという反証可能な推定から、ヘッドルーム・アプローチを支持していなかった。この反証可能な推定は、企業が推定を反証するための証拠を集めることができない場合、又はそれらの証拠を求めないことを決定する場合に、購入のれんとは関係のない理由によるトータル・ヘッドルームの減少が、購入のれんに帰属させられる結果を招き得る。これらの ASAF メンバーは、結果として認識される減損損失が、投資家に有用な情報を提供しない可能性があるとの見解を示した。CMAC 及び GPF メンバーの一部も同様の見解を示していた。IASB ボードは、トータル・ヘッドルームの減少の全額を購入のれんのみに関連させる反証可能な推定を、トータル・

審議事項(1)

ヘッドルームの減少を購入のれん及び未認識のヘッドルームの両方への比例配分に変更することによって、この懸念に対処することができるかもしれない。

24. 複数の ASAF メンバーは、減損テストの改善の目的が、最終的に、企業の財政状態計算書におけるのれんの残高をゼロにすることであるか否かを検討するように、IASB スタッフに助言した。そのことが目的である場合、のれんの償却がより低いコストで目的を達成する方法となる。しかし、IASB スタッフは、IAS 第 36 号の減損テストモデルは、最終的に、企業の財政状態計算書におけるのれんの残高をゼロにすることを目的として設計されているものではないことに留意した。さらに、調査のために識別されたリサーチ項目は、のれんの減損を適時に認識することで減損テストをより効果的なものとするができるか否かである。IASB ボードによって識別されたのれんの償却に関するリサーチ項目は、のれんの償却の再導入を支持する新しい概念的な議論又は新たな情報があるかというものであった。
25. 2017 年 12 月の IASB ボード会議において、IASB ボードは、のれんの償却の再導入を検討しないことを暫定決定した。2018 年 4 月の ASAF における議論は、IASB ボードが 2017 年 12 月までに検討していない、新しい情報又は概念的な議論を提供するものではなかった。

協議文書のフォーマット

26. IASB ボードは、次のアプローチを追求できる。

項目	A	B	C	D
使用価値－税引前のインプット	DP	ED	ED	ED
使用価値－将来のストラクチャリング及び性能の拡張から生じる期待キャッシュ・フロー		DP		
考えられる追加的な開示要求			RFI	DP
ヘッドルーム・アプローチ				

(DP: ディスカッション・ペーパー、ED: 公開草案、RFI: 情報要請 (Request for Information))

27. IASB スタッフは、アプローチ A 及びアプローチ B を推奨していない。その主な理由として、使用価値の計算に関する変更、及び本資料の第 4 項(4)②及び③で検討した開示は、比較的単純な改善であることが挙げられる。IASB スタッフは、IASB ボードがこれらの項目について IAS 第 36 号及び IFRS 第 3 号への修正を提案することができると考えている。提案された修正は、利害関係者に支持される可能性が高い。これらの項目をディスカッション・ペーパーに含めると、改善が遅れることとなる。
28. それゆえ、IASB スタッフは、IASB ボードが追求すべき実行可能な選択肢として、

アプローチCとアプローチDを識別した。

29. いずれのアプローチも、リサーチ・プロジェクトを、比較的単純な改善（本資料の第27項参照）とヘッドルーム・アプローチの2つに分割する。比較的単純な改善は、ヘッドルーム・アプローチと別に検討することに支障がないため、プロジェクトをこのように分割することは可能である。IASB ボードが、関連する IFRS 基準への比較的単純な改善を行い、その後にヘッドルーム・アプローチについて議論する場合、ヘッドルーム・アプローチに関して受け取ったフィードバックを分析した後に、IASB ボードが決定するかもしれない追加的な改善を考慮して、比較的単純な改善について事後的に再検討する必要はない。
30. アプローチC及びアプローチDの両方において、本資料の第27項で説明された理由により、IASB ボードは、比較的単純な改善、すなわち使用価値の計算に関する変更、及び本資料の第4項(4)②及び③で検討された開示に関する IAS 第36号及び IFRS 第3号への修正を提案することができる。
31. ヘッドルーム・アプローチに関して、IASB ボードは、ヘッドルーム・アプローチの適用における、考えられる便益及びコストを識別してきた。IASB ボードは、ヘッドルーム・アプローチが利害関係者の間で成熟するための議論の機会を提供する必要性を識別した。IASB ボードはまた、ヘッドルーム・アプローチを適用する便益がコストを上回るかどうかを確かめるために、より多くの情報が必要であることを識別した。公開草案は、ヘッドルーム・アプローチについて利害関係者を教育することを意図するものではない。公開草案を公表するためには、IASB ボードは、基準の修正案から期待される便益が、当該修正の適用により予想されるコストを上回るか否かの評価を完了させるべきである。しかし、ヘッドルーム・アプローチの場合はこれに当てはまらない。したがって、IASB ボードは、ヘッドルーム・アプローチに対するフィードバックを求めるために、情報要請（アプローチC）又はディスカッション・ペーパー（アプローチD）の公表を検討する可能性がある。IASB スタッフは、ヘッドルーム・アプローチに対するフィードバックを求める協議文書（ディスカッション・ペーパー又は情報要請）において、重要な背景情報として、IASB ボードが次の事項を提案しないことを暫定決定した理由について議論する必要があるとの見解を有している。
 - (1) のれんの償却の再導入
 - (2) 企業結合で取得した識別可能無形資産の一部をのれんに含めることを認めること
32. ディスカッション・ペーパー又は情報要請は、アウトリーチと同様に、ヘッドルー

審議事項(1)

ム・アプローチについて利害関係者を教育し、便益及びコストに焦点を絞った情報を得る機会を提供する。ディスカッション・ペーパー又は情報要請に関するフィードバックを分析する際に、IASB ボードは、公開草案の開発に進むか否かを決定できる状況となるべきである。

33. ディスカッション・ペーパーは、IASB ボードにより検討され、却下されたアプローチを含むリサーチ・プロジェクトに関するより多くの背景を IASB ボードに提供し、ヘッドルーム・アプローチに対する利害関係者のフィードバックを求め、ヘッドルーム・アプローチを適用する便益とコストに関する焦点を絞った情報を求めるものとなる。
34. 情報要請は、IASB ボードがヘッドルーム・アプローチの便益とコストに関する焦点を絞った情報を求めることを可能にするものとなる。情報要請に関するフィードバックを分析した後、IASB ボードは、先にディスカッション・ペーパーを公表することを必要とせずに、公開草案の開発に進むか否かを決定できる状況となるべきである。
35. IASB ボードの次の一步は、ヘッドルーム・アプローチについてディスカッション・ペーパーとするか情報要請とするかを決定すること、及び比較的簡単な改善のための公開草案を並行して進めるべきか、あるいはこれらのうちの 1 つを優先すべきかを決定することである。次の表は、複数の方策の利点と欠点を示すものである。

方策	利点	欠点
ディスカッション・ペーパー又は情報要請の開発を先に進める	IASB ボードが、ディスカッション・ペーパー又は情報要請の対象となる項目に関する公開草案を開発することを事後的に決定する場合、すべての項目に関する 1 つの公開草案を公表することができる。	比較的簡単な改善が遅れる。
公開草案の開発を先に進める	比較的簡単な改善が遅れることがない。	同じ基準に影響を及ぼす 2 つの公開草案が短期間に連続する可能性がある。
両方を並行して行う	本リサーチ・プロジェクトの推進力が維持される。	多くの IASB スタッフのリソースを他の作業から転用する必要がある。 同じ基準に影響を及ぼす 2 つの公開草案が短期間に連続する可

審議事項(1)

方策	利点	欠点
		能性がある。

IASB ボードへの質問事項

36. アジェンダ・ペーパーでは、IASB ボードへ次の質問事項が設定されている。

- (1) IASB ボードは、経営者が実行する可能性が実行しない可能性よりも高い将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張から生じる期待キャッシュ・フローを、使用価値の計算に含めることを追求することに同意するか。
- (2) IASB ボードは、本資料の第 29 項で説明したように、本プロジェクトを 2 つに分割することを望むか。
- (3) 本資料の第 29 項で説明したように、IASB ボードがプロジェクトを 2 つに分割することを望む場合、IASB ボードは、本資料の第 35 項の表におけるどの方策を採用することを望むか。
- (4) IASB ボードは、ヘッドルーム・アプローチに対するフィードバックを求めるために、ディスカッション・ペーパー又は情報要請を公表することを望むか。

以 上